

は 建設防広島

発行所 ☎730 - 0012

広島市中区上八丁堀8番10号
建設業労働災害防止協会広島県支部
TEL(082)228 - 8250印刷所 広島市西区東観音町3番8号
中外印刷株式会社
TEL(082)291 - 4646

定価 40円 送料 60円 毎月1回 10日発行 会員の方は会費に「建設防広島」の購読料が含まれています。 11月号

無事故の歳末 明るい正月

建設業年末年始労働災害防止強調期間 (2019年12月1日~2020年1月15日)

建設業における労働災害は、10月速報値では死亡者数が173人で前年同期に比べて30人の減少(14.8%)、休業4日以上死傷者数は9,790人で前年同期より153人の減少(1.5%)となっており、死亡災害と休業4日以上死傷災害は共に前年に比べ減少しました。

一方で、死亡災害は全産業の発生件数のうち約32%、型別では墜落・転落、崩壊・倒壊、激突され、はさまれ・巻き込まれ、交通事故が約82%を占めております。

広島県内における労働災害は、死亡者数が3人で前年同期に比べて3人の減少(50%)、休業4日以上死傷者数は226人で前年同期より25人の減少(10%)となっており、全国の労働災害発生状況と同じく良好な結果となっております。

死亡災害は、3人のうち2人が災害復旧工事での災害になっていること、被災者の年齢は70歳代が2人、50代が1人で経験年数が少ないことが特徴的な傾向といえます。

死傷災害は、事故の型別のうち有害物の等との接触、交通事故、動作の反動は増加しているが、他の型別では減少しています。死傷災害発生状況構成比も全国の労働災害発生状況と同様の比率となっており、建設業8次防

の削減目標となった「墜落・転落災害」は88件から71件に減少しています。

中国地区における今年度上期の公共工事動向は、前年同期比18.0%増、請負金額は28.3%増となっており、ただでさえ技術者・技能者等人手不足の中、昨年7月豪雨災害の復旧工事が県内至るところで行われております。

建設現場では、従来から続く人手不足に加え、災害復旧工事等における高齢作業、新規入場者の増加に伴う作業環境が、災害の背景要因になってはいないか危惧するところです。

建設防広島県支部では、重点対策として「墜落・転落災害撲滅キャンペーン」、「STOP!熱中症クールワークキャンペーンひろしま」、「建設業フィンガー・チェック運動」をそれぞれ進めておりますが、結果として安全管理活動の徹底がまだ十分浸透しているとは言えない状況です。

何かと気ぜわしくなる「建設業年末年始労働災害防止強調期間」に、上記の重点対策を含む災害防止対策の徹底に加え、教育、点検、統括管理、作業手順遵守等の事項について、全現場をあげて再確認をお願いし、「無事故の歳末、明るい正月」を迎えたいと思います。



目

無事故の歳末 明るい正月	1
フルハーネス型墜落制止用具への買換えに要する経費の一部補助!	2
毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。	4
全国労働衛生週間に各分会でパトロールを行ないました!	6

次

労働災害発生状況	7
人事異動のお知らせ	7
講習・行事コーナー (令和元年11月~令和2年1月)	8

フルハーネス型墜落制止用具への買換えに要する経費の一部補助！
 ~今年度、最後の公募になります！~
 申請書類の提出期限：11月19日（火）消印有効

今年度、最後の公募になります！

既存不適合機械等更新支援補助金

フルハーネス型墜落制止用器具への
買換えに要する経費の一部補助

第3回申請受付期間：10月16日（水）～11月19日（火）
 （申請書類の提出期限：11月19日（火）消印有効）

この既存不適合機械等更新支援補助金（間接補助金）は、申請した方のすべてに交付されるものではありません。企業規模、従事する業務の危険度、対象機械等の安全性等を委員会で審査した上で競争的に交付決定します。

1 対象となる申請者

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条各号に規定する中小企業者に該当する法人及び個人
- (2) 労災保険に特別加入している個人事業者（労働者災害補償保険法第35条第1項の規程により労災保険の適用を受けることとされた者）
- (3) その他厚生労働大臣の承認を得て建災防が適当と認める者

2 対象となる経費の概要

(1) 対象 ※交付決定前に購入したものは、対象となりませんので、ご注意ください。

① 既存不適合機械等

墜落制止用器具の規格（平成31年2月1日施行）に適合していない既存の安全帯の買換

② 適合機械等

次に掲げる基準（追加安全措置）のうち2項目以上に適合するフルハーネス型墜落制止用器具への買換（本体と同一製造メーカーに限る）

- | | |
|----------------------------------|---------------|
| ▶ 背中X字型V字型 | ▶ ロック装置付き巻取り器 |
| ▶ 2本ランヤード又は追加の補助ロープ（ランヤード+補助ロープ） | ▶ ワンタッチバックル |
| ▶ サスペンショントラウマ防止ストラップ | ▶ 反射板等 |

(2) 間接補助金交付額

① 1本あたりの上限：12,500円（補助対象経費「上限25,000円」の1/2）

例1) 見積単価4万円の場合：補助対象経費は上限の2.5万円となり、その1/2の1.25万円が間接補助金交付額となる。

例2) 見積単価1万円の場合：補助対象経費は1万円となり、その1/2の5千円が間接補助金交付額となる。

② 同一申請者あたりの合計額の上限：500,000円

3 問い合わせ

建設業労働災害防止協会
更新支援補助金事務センター

※詳細は建災防ホームページをご覧ください。下記までお問い合わせください。

建災防ホームページ：<https://www.kensaihou.or.jp>

TEL: 03-6275-1085 FAX: 03-6275-1089

4 加点基準

(1) 主たる業種

① 建設業

建設業許可業種 ^{※1}	とび ^{※2} (土工事業を除く) 屋根工事業 鋼構造物工事業	大工工事業 石工事業 機械器具設置工事業	左官工事業 電気工事業 管工事業 鉄筋工事業 塗装工事業 建具工事業 消防施設工事業	タイル・れんが・ ブロック工事業 板金工事業 ガラス工事業 防水工事業 熱絶縁工事業 電気通信工事業 清掃施設工事業 解体工事業	左欄以外の業種 土木工事業 建築工事業 土工事業 舗装工事業 しゅんせつ工事業 内装仕上工事業 造園工事業 さく井工事業 水道施設工事業
加点	40	30	20	10	0

※1 建設業法(昭和24年法律第100号)別表及び昭和47年建設省告示第350号(以下「告示」という。)に規定する許可業種の区分
 ※2 昭和47年建設省告示第350号で規定する「とび-土工事業」のうち(イ)に該当するもの

② 建設業以外の業種

高所作業の月あたり 日数(平均)	20日以上	15日以上 20日未満	10日以上 15日未満	3日以上 10日未満	3日未満
加点	40	30	20	10	0

(2) 企業規模

雇用労働者数 (人)	1~9	10~19	20~29	30~39	40~49	50以上
加点	50	40	30	20	10	0

※ 労災保険第2種特別加入者(労働者災害補償保険法第35条第1項の規定により労災保険の適用を受けることとされた者)は、労働者が1人であるとみなす。

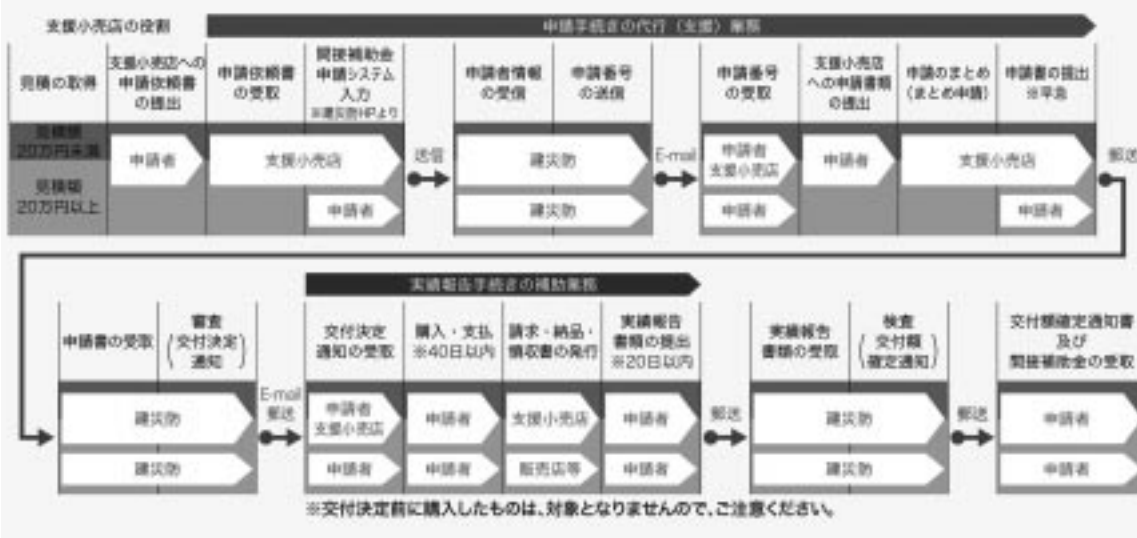
(3) 追加安全措置

追加安全措置の数	5以上	3以上 5未満	2以下
加点	10	5	0

※ 申請には、2項目以上に適合する必要があります。



5 申請等の手順



毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。 同月間に「過重労働解消キャンペーン」を実施します。

平成26年11月に施行された「過労死等防止対策推進法」において、11月は「過労死等防止啓発月間」とされています。このため、厚生労働省では、同月間において、過労死等の一つの要因である長時間労働の削減等、過重労働解消に向けた集中的な周知・啓発等の取組を行う「過重労働解消キャンペーン」を実施します。

労働時間の現状

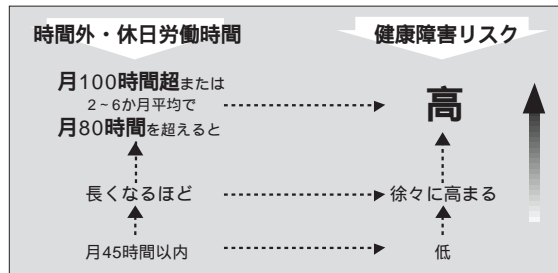
労働時間の現状をみると、週の労働時間が60時間以上の労働者の割合は近年低下傾向であるものの、労働者全体の1割弱で推移しており、いまだ長時間労働の実態がみられます。また、脳・心臓疾患に係る労災支給決定件数についても依然として高い水準で推移するなど、過重労働による健康障害も多い状況にあるほか、割増賃金の不払に係る労働基準法違反も後を経たないところではあります。

知っていますか？

過重労働と健康障害の関連性

長時間にわたる過重な労働は疲労の蓄積をもたらす最も重要な要因です。具体的には、時間外・休日労働が月45時間を超えて長くなるほど、業務と脳・心臓疾患の発症との関連性が強まります。

(右の図は、労災補償に係る脳・心臓疾患の労災認定基準の考え方の基礎となった医学的検討結果を踏まえたものです。)



過重労働による健康障害を防止するためにも、労働時間を適正に把握¹し、次の措置を講じましょう。

過重労働による健康障害を防止するために²

時間外・休日労働時間を削減しましょう。

- ・労働基準法が改正され、法律上、時間外労働の上限は原則として月45時間・年360時間となり、臨時的な特別の事情がなければこれを超えることができなくなりました。(注1)注2) 臨時的な特別の事情があって労使が合意する場合(特別条項)でも、法律に定める上限を守らなければなりません。
- ・時間外労働は本来臨時的な場合に行われるものであること等を踏まえ、36協定(時間外労働・休日労働に関する協定)の締結に当たっては、労働者の代表(労働者の過半数で組織する労働組合又は労働者の過半数を代表する者)とともに、その内容が指針(注3)に適合したものとなるようにしてください。

(注1) 上限規制の施行は平成31年4月1日ですが、中小企業に対しては1年間猶予され令和2年4月1日からとなります。

(注2) 建設事業、自動車運転の業務など、特定の事業・業務については、上限規制の適用が猶予・除外されています。

(注3) 「労働基準法第36条第1項の協定で定める労働時間の延長及び休日の労働について留意すべき事項等に関する指針」

(平成30年9月、厚生労働省)

年次有給休暇の取得を促進しましょう。

- ・労働基準法が改正され、年5日の年次有給休暇(以下「年休」という。)を確実に取得させることが必要となっていますが、これは最低基準です。労働者に付与された年休は本来、すべて取得されるべきものです。年休を取得しやすい職場環境づくり、年休の計画的付与制度の活用等により年休の取得促進を図りましょう。

労働者の健康管理に係る措置を徹底しましょう。

- ・健康管理体制を整備するとともに、健康診断を実施しましょう。
- ・長時間にわたる時間外・休日労働を行った労働者に対する面接指導等を実施しましょう。
- ・労働安全衛生法が改正され、面接指導の対象が、「時間外・休日労働時間が1か月当たり80時間を超え、かつ疲労の蓄積が認められる者」に拡大されました。

賃金不払い残業を解消するために³

職場風土を改革しましょう。

適正に労働時間の管理を行うためのシステムを整備しましょう。

労働時間を適正に把握するための責任体制を明確化しチェック体制を整備しましょう。

1「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」(平成29年1月、厚生労働省)

2「過重労働による健康障害を防止するため事業者が講ずべき措置」(平成31年4月、厚生労働省)

3「賃金不払残業の解消を図るために講ずべき措置等に関する指針」(平成15年5月、厚生労働省)

厚生労働省では、過重労働解消キャンペーン期間中に、次の取組を行ないます。

1. 労使の主体的な取組を促します。

使用者団体や労働組合に対し、長時間労働削減に向けた取組に関する周知・啓発などの実施についての協力要請を行います。

2. 重点監督を実施します。

長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場等、離職率が極端に高い等、若者の「使い捨て」が疑われる企業等への監督指導を行います。

3. 電話相談を実施します。

「過重労働解消相談ダイヤル」(無料)を全国一斉に実施し、過重労働をはじめとした労働条件全般にわたり、都道府県労働局の担当官が相談に対応します。

実施日時 令和元年10月27日(日)9:00 ~ 17:00

なくしましょう 長い残業

0120 - 794 - 713



働くことは大切。
でも、働き過ぎによって生じる様々なリスクを
理解していますか。
健康のために必要なのは、
適切な労働時間と健全な労働環境。
あなたは働き過ぎていませんか？
いま、人々は新しい時代の働き方を求めています。



専用WEBサイト

過重労働解消キャンペーン



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

全国労働衛生週間に各分会でパトロールを行ないました！

今年の全国労働衛生週間が始まった10月上旬広島分会を始め、呉分会、三原分会、尾道分会等各分会で衛生週間行事の一環として工事現場のパトロールが行われました。

広島分会では、東区、西区、南区・安芸区、中区、東広島の5班に分かれ、広島中央労働基準監督署と合同でパトロールを実施しました。パトロールに公共機関の発注者である市町の職員、分会役員、安全指導者のほか建災防広島県支部駐在の安全管理士、「専門工事業者安全衛生支援事業」の推進員を含め総勢46名が参加しました。

パトロールを実施した現場は、合同庁舎耐震・免振改修工事を始め、国道パーキング整備工事、民間企業の造成工事、マンション新築工事の5現場でした。

各現場では、工事概要を説明していただいた後、「啓発用ポスター、スローガン等の掲示物」、「みんなが使うトイレや洗面所等の衛生状態」、「有機溶剤使用場所に作業主任者、職務などの掲示、化学物質のリスクアセスメント制度に基づき、SDS（安全データシート）の掲示・周知状況」など衛生週間にちなんだ事項を重点にパトロールを実施し、安全・衛生に関する意見交換を行いました。

パトロールした現場は、作業通路等がよく整備され整理整頓がゆき届いており、工事用設備及び安全帯の使用状況は良好で、新規入場教育や朝礼広場の掲示物には、関係法令の記載を入れた注意掲示等もあり、非常にわかりやすく工夫がなされていました。

一方で、足場床面の段差処理、型枠支保工の部材の点検、昇降設備の設置方法、土止め倒壊防止、墜落・転落防止設備防止等の改善をお願いした現場もありました。

パトロールを受けられた現場所長は、「建災防のパトロールは、現場及び店社パトロールとは違う切り口の指摘が多く大変参考になりました。」と感想を述べられていました。

パトロールさせていただいた各現場が無事故無災害で工事を完成されることを祈念して現場を後にしました。



(マンション工事現場のパトロール)



(パトロール講評)

平成30年・令和元年 建設業における事故の型別労働災害発生状況 (労働者死傷病報告による)
 広島労働局 (令和元年9月末)

事故の型別	墜落	転倒	激突	飛来	崩壊	激突	はき入れ	切れこ	踏み抜き	おぼれ	高温・低温の接触	有害物等との接触	火災	交通事故	動作の反動	その他	合計
平成30年	(3) 88	31	12	21	(1) 3	17	(1) 36	15	2	(1) 1	2	1	0	7	13	2	(6) 251
令和元年	(1) 71	17	14	14	3	(1) 14	(1) 30	17	4	0	3	5	0	11	19	4	(3) 226

() 内は、死亡の内数

平成30年・令和元年 全産業・建設業・署別労働災害発生状況 (労働者死傷病報告による)
 広島労働局 (令和元年9月末)

監督署別	全 産 業							建 設 業								
	平成30年			令和元年			増減数	平成30年			令和元年			対前年増減数 (%)	対前年増減数 (%)	建設業 / 全産業 (%)
	死亡	休業	死傷計	死亡	休業	死傷計		死亡	休業	死傷計	死亡	休業	死傷計			
広島中央	6	596	602	1	599	600	-2	2	58	60	0	53	53	-7	-11.7	8.8
呉	0	198	198	3	185	188	-10	0	17	17	2	20	22	5	29.4	11.7
福 山	3	476	479	6	440	446	-33	0	62	62	0	41	41	-21	-33.9	9.2
三 原	4	126	130	2	124	126	-4	1	17	18	1	27	28	10	55.6	22.2
尾 道	1	129	130	2	144	146	16	0	17	17	0	18	18	1	5.9	12.3
三 次	2	112	114	1	115	116	2	2	17	19	0	18	18	-1	-5.3	15.5
広島北	1	212	213	1	220	221	8	1	31	32	0	23	23	-9	-28.1	10.4
廿日市	0	175	175	0	174	174	-1	0	26	26	0	23	23	-3	-11.5	13.2
合 計	17	2,024	2,041	16	2,001	2,017	-24	6	245	251	3	223	226	-25	-10.0	11.2

令和元年建設業死亡災害発生状況

広島労働局 (令和元年9月末現在)

No.	発生日	職 種	職 種	性別	年齢	経験	事故の型	起因物	災 害 発 生 状 況
1	2月	道路河川 災害復旧 工事	鉄筋工	男	70代	5年	激突され	掘削用 機械	災害復旧工事現場で掘削機械のバケットのフックにワイヤロープをかけて護岸用のコンクリートブロックを吊り上げて据付けする作業中、掘削機械の運転手が作業状況を確認するため立ち上がり座った際、着衣に施回用のレバーが引っ掛かり、このためアームが施回し、その横で配筋中の被災者に吊り荷が接触し被災したものの。
2	4月	災害復旧 工事	作業員	男	70代	35年	墜落・転落	立木等	急斜面における災害復旧工事において、胸高直径約48cmの樫の木を伐倒するため、被災者は梯子を使用して、約7.3m付近まで登り、2股の一方の幹にロープをくくり、当該ロープに被災者が着用した身体保持器具を取りつけて身体を支え、もう一方の幹をチェーンソーで切っていたところ、ロープが幹から抜け落ちたため、墜落し約14メートル下まで斜面を転落した。
3	8月	機械設備 解体工事	作業員	男	50代	4年	挟まれ・ 巻き込 まれ	その他 の動力 運搬機	機械設備解体工事現場で、スクラップ材収集作業中、ハンドガイド式不整地運搬車を方向転換しようとして後退させていたところ、背後の建屋の壁と同不整地運搬車の手すり部に腹部を挟まれた。

人事異動のお知らせ

県支本事務局 (10月1日付)

新 任		退 任	
事務局長代理	原 田 悟	事務局長	高 見 誠 一

令和元年度講習計画

(2019年11月～2020年1月末までの計画)

建設業労働災害防止協会広島県支部

建設工事に従事する労働者のための安全衛生教育
「建設従事者教育」(6時間)
*要請により、随時実施(支部)

作業主任者技能講習日程

足場の組立て等	実施場所	受付分会	型枠支保工の組立て等	実施場所	受付分会	コンクリート造の工作物の解体等	実施場所	受付分会
12月4～5日	広島市	支部	11月20～21日	呉市	呉	11月27～28日	広島市	支部
			1月15～16日	広島市	支部			
木造建築物の組立て等	実施場所	受付分会						
1月27～28日	福山市	福山						

特別教育日程

足場の組立て等	実施場所	受付分会	低圧電気取扱業務	実施場所	受付分会	フルハーネス型安全帯使用作業	実施場所	受付分会
12月18日	広島市	支部	12月12日	広島市	広島	1月28日	広島市	支部
1月17日	福山市	福山	1月23日	呉市	呉			
巻上げ機(ウインチ)運転	実施場所	受付分会	ロープ高所作業(学科のみ)	実施場所	受付分会			
11月19日	福山市	福山	12月19日	広島市	支部			

特別教育に準じた教育日程

振動工具取扱作業従事者	実施場所	受付分会
11月21日	福山市	福山

統括・職長等各種教育日程

職長・安全衛生責任者教育	実施場所	受付分会	安全衛生推進者能力向上教育(初任時)	実施場所	受付分会	建設工事の職場環境改善実施担当者講習	実施場所	受付分会
11月14～15日	広島市	広島				11月12日	広島市	支部
12月5～6日	福山市	福山	11月15日	福山市	福山			
1月23～24日	広島市	広島				職長・安全衛生責任者能力向上教育	実施場所	受付分会
現場管理者統括管理	実施場所	受付分会	斜面点検者教育	実施場所	受付分会	12月10日	広島市	支部
1月23日	福山市	福山	1月14日	広島市	支部	20日	福山市	福山

* 詳細につきましては、支部及び各分会にお問い合わせください。
なお、定数に満たない場合は中止、または、延期する場合があります。

建災防広島県支部 (082) 228 - 8250

広島県支部各分会

広島分会 (082) 228 - 8252
呉分会 (0823) 22 - 6886
福山分会 (084) 924 - 4320

三原分会 (0848) 63 - 9920
尾道分会 (0848) 22 - 8918

三次分会 (0824) 62 - 4391
廿日市分会 (0829) 31 - 0196

ホームページアドレス

建災防広島県支部
建災防広島県支部広島分会
建災防広島県支部福山分会
建災防広島県支部三次分会

<http://www.jcosha-hiroshima.jp/>
<http://www.jcosha-hiroshima.jp/hiroshimabunkai/>
<http://fukubun.sakura.ne.jp/>
<http://ww7.enjoy.ne.jp/~kkm62/>